

令和7年1月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和7年1月7日（金）午後1時30分から午後3時19分まで

○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第45号) 相模原市文化財保存活用地域計画の作成について（生涯
学習部）

日程第 2 (議案第46号) 城山地区小・中学校の学習環境のあり方について（教育
環境部）

日程第 3 (議案第47号) 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について（学校教育部）

日程第 4 (議案第48号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部
を改正する条例について（教育局）

日程第 5 (議案第49号) 相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給
与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例について（学校教育部）

日程第 6 (議案第50号) 令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
(第5号)について（教育局）

日程第 7 (議案第51号) 令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
(第6号)について（教育局）

4. 報告案件

日程第 8 (報告第20号) 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)（学校施
設課）

日程第 9 (報告第21号) 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)（学校施
設課）

日程第10 (報告第22号) 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申につ
いて（学校教育課）

○出席者（4名）

教 育 長	細 川 惠
教育長職務代理者	小 泉 和 義
委 員 員	白 石 卓 之
委 員 員	中 澤 吉 裕

○欠席者（2名）

委 員 員	岩 田 美 香
委 員 員	宇田川 久美子

○説明のために出席した者

教 育 局 長	河 崎 利 之	教 育 環 境 部 長	佐 野 強 史
学校教 育 部 長 (教職員課長事務取扱)	農 上 勝 也	生涯学習部長	清 水 芳 枝
教育総務課総括副主幹 (総務企画班)	安 田 亨	教育総務課総括副主幹 (人事給与班)	角 田 直 樹
教育環境部参事 兼 学 務 課 長	宮 澤 正 樹	学務課総括副主幹 (学務班)	小 泉 哲 也
学務課総括副主幹 (学校経理班)	守 屋 匡 裕	学校給食課長	林 壮 太
教育環境部参事 兼学校保健課長	馬 渡 加 能	学校施設課長	加 藤 雄 二
学校施設課総括副主幹 (計画班)	米 山 英 明	学校施設課副主幹	小 林 大 介
学校教 育 部 参 事 兼学校教 育 課 長	菅 原 勝	学校教育課総括主幹 (人権・児童生徒指導班)	上 田 和 子
学校教育課指導主事	横 井 智 克	教職員課課長代理兼主幹 (労務担当)	濱 端 雄 高
教職員課総括副主幹 (給与班)	内 山 智 弘	文化財課長	奥 山 哲
文化財課総括副主幹	中 川 真 人		

○事務局職員出席者

教育総務課主任	伊 本 誠一郎	教育総務課主事	大 迫 稜 平
---------	---------	---------	---------

□開 会

◎細川教育長 ただいまから、令和7年相模原市教育委員会11月定例会を開会いたします。

本日の出席は4名で、定足数に達しております。

なお、本日、岩田委員と宇田川委員より、欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と中澤委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は、報道機関等から、撮影及び録音に係る許可申請書が提出されております。

傍聴規則第7条の規定に基づき、いずれも認めることといたしますが、撮影については会議冒頭のみ、許可いたします。

それでは、撮影をお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程3、議案第47号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」から、日程7、議案第51号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について」までは、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 では、御異議ございませんので、本日の会議のうち、日程3から7の5件について、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

□相模原市文化財保存活用地域計画の作成について

◎細川教育長 はじめに、日程1、議案第45号、「相模原市文化財保存活用地域計画の作成について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○清水生涯学習部長 議案第45号、相模原市文化財保存活用地域計画の作成について御説明申し上げます。

本件は、相模原市における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である相模原市文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官への認定申請をいたしたく提案するものです。

本計画の概要につきまして、参考資料1を御覧ください。

はじめに、1、計画作成の背景と目的についてです。

本市においては、リニア中央新幹線駅の設置など、市域の開発ニーズが高まる一方で、中山間地域の過疎化の進行など、人口減少社会が目前に迫り、伝統芸能をはじめとする歴史文化の継承が途絶えるリスクが浮き彫りになっています。

実際に、令和4年には、江戸時代から続く番田の神代神楽の継承が途絶え、市指定無形民俗文化財が指定解除となり、伝統文化にかかわる市民に衝撃を与えました。

このような背景の中、文化財の滅失・散逸等を防止し、地域全体で文化財を保存・活用するために、本計画を作成しました。本計画により、本市の文化財行政の取組が見える化されるとともに、本市が誇る文化財や地域で大切にしてきたものを体系的に関連づけ、分かりやすく、かつ親しみやすくすることにより、多様な主体と一体となって、保存活用の取組が推進され、本市の総合計画に掲げる将来像の実現にも寄与するものとなります。

次に、2、本計画の位置付けについてです。

本計画は、文化財保護法に基づく、本市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、確実に文化財の継承が図られることを目的とするものです。本計画と他の行政計画等の管理については、図に示しているとおりです。

2ページを御覧ください。

3の計画期間についてですが、下の図にありますとおり、令和8年度から18年度までの11年間としています。

次に、4、本市の概況を踏まえた計画の対象と歴史文化の特性についてです。

「さがみはら地域遺産」の概念図のとおり、本計画では、法令等の定めにより、保護措置が図られた指定・登録文化財だけではなく、それ以外の文化財も含めて、「さがみはら地域遺産」と定義し、計画の対象としていることが大きな特徴となっています。

3ページを御覧ください。

5、さがみはら地域遺産の保存・活用に関する将来像と、課題・方針・取組についてです。

冒頭に御説明申し上げたとおり、本市の文化財を取り巻く環境も、担い手不足に陥るという大きな課題に直面しています。そこで、地域計画の掲げる将来像を「みんなでつなぐさがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」とし、4つの視点から課題を整理するとともに、13の方針に基づき、さがみはら地域遺産全般を対象として保存・活用に取り組んでいくこととしています。この13の方針には、これまでの取組に加え、（10）になります地域の歴史文化を活用した教育活動を促進する方針を盛り込み、教員向けに各学校周辺の歴史文化ガイドブックを作成するなど、学校教育で手軽に生かせる郷土学習支援にも取り組んでまいります。

4ページを御覧ください。

6、さがみはら地域遺産の一体的・総合的な保存・活用についてです。

本計画では、個々の文化財の課題に対して取組を実施するとともに、さがみはら地域遺産を包括的に保存・活用していくことで、将来像の実現を目指すものです。

具体的な取組として、3点御紹介します。

1点目は、関連文化財群の設定です。文化財を点で捉えるのではなく、本市の特色ある歴史文化についてテーマと分かりやすいストーリーを設定し、個々の文化財を群で捉え、積極的に発信していくものです。本計画では、さがみはら歴史文化物語の名称で、5つのストーリーを設定しています。例えば、戦国時代をテーマとした「境目の城・津久井城と黄金伝説」では、津久井城跡という遺跡や出土品のほか、市内各地に点在する津久井城にまつわる古文書や絵図、神社や寺、石造物、民俗芸能、伝承地などを、構成する地域遺産としてパッケージ化し、一体的に情報発信をしていくものです。

2点目は、文化財保存活用区域の設定です。

日本最古の建物跡が発見された田名向原遺跡や鎌倉時代に開山の無量光寺周辺に文化財が集中していることから、麻溝地区周辺を文化財保存活用区域として設定し、旧石器ハテナ館を核として、活用事業を推進してまいります。

3点目は、地域遺産制度の創設です。

従来型の教育委員会主導による文化財の指定・登録制度に加え、地域住民が大切に遺したいと思うものを認定し、地域と一体となって取り組む、市民提案型の文化財保存活用の仕組みづくりです。

次に、7、文化財の防災・防犯についてですが、本市における防災・防犯に関する現状と課題を整理し、文化財の防災・防犯の方針を設定します。体制については、右の図のと

おります。

次に、8、さがみはら地域遺産の保存・活用の実施体制及び推進体制についてです。

多様な主体が助け合い、協力するための体制整備と、庁内の連携体制の強化を図るとともに、関係機関との連携を進めてまいります。

続きまして、本計画の作成経過について、参考資料2を御覧ください。

令和5年4月に、本計画作成検討協議会を設置後、令和6年2月に開催しました教育委員会定例会において、本計画の文化財保護審議会への諮問についてお諮りしました。

令和7年3月には、同審議会からの答申を受け、教育委員会定例会に報告したところです。答申までの間において、本計画作成検討協議会を5回、文化財保護審議会を6回開催し、議論をいただきました。

6月に、市議会こども文教部会での説明後、7月にかけてパブリックコメントを実施、8月から文化庁協議を開始し、10月に文化庁文化財調査官が市内の文化財の視察にお見えになりました。

今後の予定については、11月頃から文化庁による関係省庁協議が始まると伺っており、その間、指摘事項が生じた場合には、逐次対応することになります。

11月下旬には申請書を提出し、12月下旬に認定をいただく予定です。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますよう、お願ひいたします。

◎細川教育長 では、説明が終わりました。これより質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 まだ、中身は十分見ていないのですけども、大変立派なもののが出来上がったなということで、時間が許す限りゆっくり見たいなと思うのですが、他市もこういったものをしていているのかということと、さがみはら地域遺産というのは、相模原独自のというお話だったのですけども、他市と比較して、ここが違うというものが分かれば教えていただきたいと思います。

○奥山文化財課長 まず、他市の作成状況でございますが、全国に約1,750弱の市町村がございますが、今年7月現在では210自治体が認定をされていると伺っております。県下では、伊勢原市と横浜市と川崎市が、既に認定をされているところでございます。

もう1点、地域遺産制度の関係につきましては、本計画は文化庁の作成指針に基づいて作成するのですが、それ以外のものとしては、各自治体の判断というところで認識をし

ているところでございまして、本市においては取り入れるというところでございます。内容については、各自治体とも条例で定めたり、補助金を交付したり、単純に認定をすることもありますので、いろいろなパターンがあるかと思いますので、計画が認定された後には、文化財保護審議会の中で、意見等を聞きながら定めていきたいと考えております。

◎小泉教育長職務代理者 今後ということですか、相模原独自のというのは。

○奥山文化財課長 現在では、こういうことというものはまだ決まっていませんので、議論をいただいて、決定したいと考えております。

◎白石委員 この計画は今回新たに作ったという認識でよろしいでしょうか。

○奥山文化財課長 平成30年に文化財保護法が改正されまして、各自治体が作ることができるということで定められましたので、それに則って、本市の場合は令和5年から取り組んできたというところです。

◎白石委員 令和5年から約2年半かけて作られて、非常に内容が盛りだくさんのものが出来上がって、すばらしいなと感じています。

説明の中にもありましたけれども、得てして文化財は、指定はしても一般市民からすると、なかなか身近なものになりづらい部分があるかと思います。その辺のことも、この計画の中に触れられているかと思いますけども、ぜひ、相模原の中にも、こんないろいろな歴史的な文化財があるのだよということを、学校教育も含め、また、博物館とか、公民館とともに含め、市民の皆さんに知れるようなことを、実践していただければなと思います。

◎中澤委員 白石委員と同じなのですが、すばらしい取組なので、パブリックコメントがちょっと少ないなというのが悲しいところですが、みんなが自分事になっていけば、きっと動き出すと思うので、時間はかかると思うのですけども、意見出しをしていきながら、一緒に進めていけたらと思います。

◎細川教育長 説明の中で、教員向けのガイドブックというような話もございました。委員の皆様からも、地域に根差したというお声をいただきましたので、ぜひ、実効性のあるものを作成いただければなと思っております。

それでは、他に質問、御意見はございませんでしょうか。

では、これより採決を行います。

議案第45号、「相模原市文化財保存活用地域計画の作成について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

□城山地区小・中学校の学習環境のあり方について

◎細川教育長 次に、日程2、議案第46号、「城山地区小・中学校の学習環境のあり方について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○佐野教育環境部長 議案第46号、城山地区小・中学校の学習環境のあり方について御説明申し上げます。

本議案は、城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会での検討結果を踏まえ、本市の対応方針を定めたく、提案するものでございます。

中段を御覧ください。

1の対応方針でございますが、過小規模校を解消し、多様な考え方につれることができます。学習環境を早期に整備するため、令和9年4月を目指して、湘南小学校を広田小学校に再編する、とするものでございます。

続きまして、議案第46号関係資料を御覧ください。

はじめに、検討協議会での検討結果についてでございます。

次ページをおめくりください。

各スライドの右下には番号を振っておりますけれども、そのスライド番号3の検討の経過を御覧ください。

城山地区におきましては、近年の少子化の進行により、特に小学校の児童数は昭和59年をピークに減少し続けており、現在は湘南小学校と広陵小学校でクラス替えができない1学年1学級の学年が発生し、過小規模校となっております。こうした状況の中、過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方につれることができる学習環境の整備が必要であるとの考えの下、「城山地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」が令和5年5月に設置され、検討が重ねられました。

スライド番号4、検討協議会での検討状況を御覧ください。

第2回検討協議会で、特に児童数が少ない湘南小学校を中心に検討を進めることを決定し、本年10月までに、15回の検討協議会で議論が行われ、本年10月8日に、教育委員会に検討結果の報告書が提出されました。

次ページのスライド番号5の検討協議会の検討結果を御覧ください。

検討協議会の検討結果といたしましては、令和9年3月に湘南小学校を閉校し、同年4月に、広田小学校に再編する。広田小学校への登下校はスクールバスを運行する、としております。

スライド番号6、検討結果に至った理由を御覧ください。

今回の検討結果に至った理由でございますが、過小規模校を解消することで、子どもたちの人間関係が固定化されることなく、多様な考えに触れられる環境や、子どもたち同士が切磋琢磨する環境を作ることができるなどの点でメリットがある。広田小学校の児童数は馴染みやすい人数と考えられ、1学級20人前後いれば、湘南小学校の全校児童の人数と比べてもたくさんの学びを経験できる。保護者への意見聴取では「広田小学校への学校再編を希望する」との意見がまとめられた、などが理由として挙げられています。

なお、広陵小学校は、湘南小学校と中学校の指定校が合致しないため、広陵小学校を再編先とすることは難しいとの意見になりました。

こうした検討協議会の結果を踏まえ、教育委員会として検討した結果が今回の提案でございます。

次ページ、スライド番号8、検討協議会及び教育委員会の基本的な考え方を御覧ください。

今回の検討協議会の検討結果は、教育委員会の基本的な考え方である相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針と一致したものになっております。

次ページのスライド番号9の市の対応方針（案）を御覧ください。

市の対応方針といたしましては、湘南小学校を閉校し、広田小学校に再編すること。広田小学校への登下校はスクールバスを運行すること。再編時期を令和9年4月とすることを提案するものでございます。

提案の理由といたしましては、過小規模校を解消し、クラス替えができる学校規模になり、多様な考え方につれることができる望ましい学習環境を実現できること。広田小学校は、特に児童数の少ない湘南小学校の児童が馴染みやすい人数であること。PTAや地域の方々の意見を伺い、また、検討協議会では、保護者の意見を最大限に尊重するという考え方方がまとめられ、保護者が希望する広田小学校への再編が最善である、と考えていること。また、通学距離が長くなるため、スクールバスの運行は必須であること。現状、1学年一人の学年が存在し、児童数の減少は先送りできるものではないため、再編時期は早い方がよいと考えております。

スライド番号 10、事業スケジュール（案）を御覧ください。

本日、教育委員会として方針を決定いただけましたら、再編に向けた検討、事務手続きなどを進め、準備が整った段階で関係する条例や規則の改正等を行う予定でございます。

以上で、議案第 46 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますよう、お願ひ申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 私自身も学校にいた関係で、どうしても小規模になってしまいますと、人間関係の固定化だとか、そのままずっと上がっていってしまうというようなことがありますので、やはりこれは妥当な方向性かなと思います。

ただ、今まで過去に幾つか統合した中でいくと、これは結構スピーディーな感じで、市の方針としても、再編時期は早い方がよいということだったのですけど、それ以外に、保護者の意見等はどうだったのでしょうか。

○宮澤学務課長 保護者説明会でいただいた中では、やはり 15 人というのが大変厳しい状況なので、スピード感を持ってやってほしいという意見がございました。

また、再編先の学校と交流を深めてほしいという意見、スクールバスを出すに当たっては、低学年と高学年では下校時間が違うので、その辺の配慮をお願いしたいと、そういう意見をいただきました。

◎小泉教育長職務代理者 行く行くは湘南小がなくなってしまうのですけれども、そういう文化を、先の話なのですから、残すというようなことを含めて、何か考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○宮澤学務課長 これは委員がおっしゃるとおり、これからのお話ではあるのですが、やはり検討協議会の中でも、湘南小学校の文化を残してほしいということでございますので、広田小学校のカリキュラムとか、そういった難しい問題はあるのですが、なるべく湘南小学校の文化を広田小学校の方々が受け入れられるよう、いろんな行事に参加するとか、そういったことを最大限できる範囲の中で考えていきたいと思っております。

◎白石委員 この学区の再編というのは、少子化が進む中で避けては通れない問題かと思います。その中でやはり一番大切にしなければいけないのは、実際に通っている児童生徒、また、その保護者の皆さんのお意見とか、考え方をどれだけ尊重できるかということだと思うのですね。相模原市においては、他の地区でもそうですけども、入念に地域と何回も会

合を重ねて、皆さんのお意見をなるべく集約した形で出てきたものだと思いますので、ぜひこれは尊重してあげるべきなのだろうなと思います。

その中で、遠い子どもはスクールバスでというお話をすけども、実際にどういう形でスクールバスを運行するのか、要は、どこかに集合場所があって、そこから出発するのか、また、各家庭を回るような形なのか、その辺はいかがでしょうか。

○宮澤学務課長 これから調整になるのですが、基本的には集まつていただくのですが、家が点在しているので、集合場所も課題があると思っていまして、できる限り児童の負担の少ない形でやっていきたいと思います。

◎白石委員 集合場所に行くまでがすごく時間がかかるしてしまうという不便さも出てくるかもしれませんので、なるべく利便性がいい方法を考えただければなと思います。

◎中澤委員 今回かなりスピーディーに進めるということですが、この形が今後の良いモデルケースになっていくように、これから進めてみないと分からぬことも出てくると思いますが、そういったことをしっかりと組織として蓄積していきながらやっていってもらいたいと思います。また、思いが見えないものなので難しいのですけども、無くなってしまう小学校の歴史というのは、新しく再編されるところにどういう形で見える化していくということも議論して、大切な昔からの歴史を残しつつ、変えるところはどういうことなのかとか、そういったところで、地域に住んでいる人たちの思いというものが見える化できるようなこともできたらいいのではないかなと思います。

○細川教育長 保護者の方から、今後、広田小と交流を深めてほしいというような意見があったということなのですが、年度が明けてしまえば最後の1年になろうかなと思うのですが、何か現段階で学校の方で、こういったことを交流していこうとか、計画があつたりとか、現状、もう交流しているようなことがもしあれば、教えてください。

○宮澤学務課長 広田小と湘南小は、もともと交流がございまして、それをより深めていくという形です。

○農上学校教育部長 小学校5年生で野外体験教室の宿泊があるのですが、次年度は2校が合同でできないかという検討を進めているところでございます。

○細川教育長 そうした交流が現実に進んでいくと、学校が一緒になったときにも、子どもたちはスムーズに交流できるかと思います。どうぞよろしくお願ひします。
ほかによろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第46号、「城山地区小・中学校の学習環境のあり方について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第46号は可決されました。

□専決処分の報告について(工事請負契約の変更)

◎細川教育長 次に、日程8、報告第20号と、日程9、報告第21号の「専決処分の報告について」は関連しますので、事務局より一括して説明をいたします。

○加藤学校施設課長 はじめに、報告第20号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料2枚目、専決処分書を御覧いただきたいと存じます。

本件は、市立淵野辺小学校B-1棟改築工事に係る工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

内容といたしましては、令和7年3月25日相模原市議会定例会令和7年3月定例会議におきまして、御議決いただき、古木建設・櫻内工務店共同企業体と契約を締結しました工事請負契約について変更するものでございます。

1の変更事項でございますが、契約金額「16億9,730万円」を「17億1,796万2,400円」に変更するものでございます。

2の変更理由でございますが、(1)といたしまして、受注者から公共工事設計労務単価等の改定による契約金額の変更請求があり、労務単価及び資材単価を見直したことから、これに係る費用として、1,419万7,700円を増額する必要が生じたものです。

(2)といたしまして、基礎工事における掘削作業中にコンクリート殻等の埋設物の存在が判明したため、その撤去及び処分に係る費用として、646万4,700円を増額する必要が生じたもので、これらの理由により契約金額を変更し、2,066万2,400円の増額となったものでございます。

変更金額が、御議決いただいた契約金額の1割以内でございましたので、あらかじめ、市長に委任された範囲内でありますことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

裏面につきましては、上段が案内図、下段が契約の概要となっておりますので、御参照

いただければと存じます。

以上で、報告第20号、専決処分の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第21号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料2枚目、専決処分書を御覧いただきたいと存じます。

本件は、市立相原中学校C棟長寿命化改修工事に係る工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

内容といたしましては、令和7年7月1日相模原市議会定例会6月定例会議におきまして御議決いただいた、久野建設株式会社と契約を締結しました工事請負契約について変更するものでございます。

1の変更事項でございますが、契約金額「3億3,968万円」を「3億5,068万1,100円」に変更するものでございます。

2の変更理由でございますが、(1)といたしまして、先ほどと同様に、労務単価及び資材単価を見直したことから、これらに係る費用として656万9,200円を増額する必要が生じたものです。(2)といたしましては、外壁改修工事に当たり、劣化状況について調査を行ったところ、当初想定していた施工数量に変更が生じたことから、これに係る費用として443万1,900円を増額する必要が生じたもので、これらの理由により契約金額を変更し、1,100万1,100円の増額となったものでございます。

変更金額が先ほどと同様に御議決いただいた契約金額の1割以内でございましたので、同じく専決処分をさせていただいたものでございます。

裏面につきましては、上段が案内図、下段が契約の概要となっておりますので、御参照いただければと存じます。

以上で、報告第21号、専決処分の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等がございましたらお願ひいたします。

◎小泉教育長職務代理者 淀野辺小学校の変更理由の(2)コンクリート殻等の埋設物について、どんなものが、どういう状況で入っていたのかということを知りたいのと、もう一方の専決処分書は、当初想定した施工数量よりも変更が生じたということなのですが、こういうことはよくあることなのでしょうか。

○加藤学校施設課長 淀野辺小学校の方につきましては、当初想定していなかったコンクリートの破片のようなものが、掘削していった中で出てきてしまったというところで、その処分費用、掘削費用というところで御報告したものでございます。

相原中学校につきましては、もともとの設計のときには分からなかったところが、実際に調査をした中で、傷んでいる部分が出てきたというところは、工事の中ではよくある事例でございます。

◎細川教育長 おそらく、コンクリートのどういうものか、何かの残骸とか、そういうのが分かるのか、分からぬのかというような意味合いかと思います。

◎小泉教育長職務代理人 もとあった校舎の基礎みたいなものが残っていたということになりますか。全く別ものが埋まっていたとかというのではなくて。

○加藤学校施設課長 その場所で校舎を壊したわけではないということなので、例えば浄化槽の残骸や何か建っていたものの基礎が考えられますが、詳細は分からないというところです。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

他に質疑、御意見等はございませんか。よろしいですか。

この2件は報告ですので、終わらせていただきます。

□相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について

◎細川教育長 次に、日程10、報告第22号、「相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○菅原学校教育課長 報告第22号、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について御報告申し上げます。

本答申は、教育委員会から令和7年7月11日付けで諮問した事項について、相模原市子どものいじめに関する審議会より答申をいただいたものでございます。本来であれば、審議会会长より報告をいただくところでございますが、本日は会長に代わり、事務局より報告させていただきます。

今年度につきましては、いじめ対応マニュアルやいじめ重大事態対応フローの改訂についても、委員の皆様から意見をいただきたく、諮問事項3、4と追加をして審議をいただきました。今後、本答申は市のホームページ等で公表してまいります。

それでは、別紙と右上に書いてある資料を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、2枚目からが本答申書の本体になります。

さらに1枚おめくりいただきまして、1ページ目、はじめに、というページがございます。

こちらは、本審議会に関する説明が記載されているものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

こちらには、今回の諮問事項と本審議会の会議日程について記載がございます。

今年度は7月と9月の2回開催しており、委員の皆様より様々な意見をいただいたところでございます。

それでは、3ページ目を御覧ください。

3ページ目以降につきましては、今回の4つの諮問事項における提言について、いじめ防止等の目的別に記載をしております。

なお、各項目の後ろにある隅付き括弧の番号につきましては、参考資料1に記載されております各施策の番号と対応しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、答申書の中身に入りたいと思います。

まず、3ページ、諮問事項1に関する提言といたしましては、(1)いじめの未然防止につきまして、ア、認知したいじめのさらなる分析といたしまして、下から2行目、認知したいじめの内訳をさらに深掘して分析し、浮かび上がってきた課題に焦点を当てた未然防止策を検討・実施する必要がある、と示されてございます。

続きまして、その下段、イ、発達に課題のある児童生徒への支援といたしまして、2段落目、下から4行目になりますが、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」については、各校の支援教育コーディネーターに広く認知されていることであるが、いじめの未然防止においても発達障害に対する理解が求められることから、関係各課で連携を密にし、教職員へのさらなる周知に努めていただきたい、と示されてございます。

3ページ目の一番下段でございます。(2)いじめへの対処につきましては、ア、心理及び福祉の専門家の活用促進として、これも2行目後半からでございますが、青少年教育カウンセラーのような心理の専門家やスクールソーシャルワーカーのような福祉の専門家を、今後も学校に積極的に派遣し、きめ細かな心のケアができる態勢を整えていただきたい、と示されてございます。

4ページを御覧ください。

イ、相談窓口の紹介方法の工夫といたしましては、3行目後半からでございますが、相模原市では、今年度から教育委員会と市が連携して、「こまったときは 相談しよう そうしよう」というツールを作成し、色々な種類の相談窓口をまとめて紹介している。利用者の目線に立った、素晴らしい取組である。今後、このツールの活用が更に進むよう、周知方法の拡充や内容の充実に取り組んでいただきたい、と示されております。

ここまでで、事務局といたしましては、先ほど紹介いたしました「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」や「こまったときは 相談しよう そうしよう」などが、それらを必要とする多くの方に確実にご活用いただけるよう、周知方法の工夫や内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

では、続きまして、諮問事項2、市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についてでございます。

(1) いじめの未然防止につきましては、ア、一人ひとりの子どもが大切にされる授業の展開といたしまして、3行目の中段からでございますが、子どもたちが多様な考えを出し合い、受け止めながら、よりよい納得解を見いだしていく探求的な学習を各学校が積極的に取り入れることで、一人ひとりの子どもが大切にされ、友達のことも大切にできるような子どもの育成に努めていただきたい、と示されております。

続きまして、下段(2)いじめの早期発見につきましては、ア、アンケートの活用といたしまして、1行目、教職員は日頃から児童生徒の観察や面談等を通じて、児童生徒理解に努めているが、アンケート調査と併用することにより、より多角的な児童生徒理解につながり、いじめの早期発見にも有効である、ということや、下から3行目の後半からでございますが、アンケートの在り方や内容について、学校と教育委員会で絶えず共有し、アンケート調査が決して形骸化することがないようにしていただきたい、と示されております。

本市の状況といたしましては、いじめの発見のきっかけについて、本人からの訴え及び保護者からの訴えが、全体の半分以上の割合を占めております。これは、日頃から学校と児童生徒及び保護者の信頼関係が築けているものと捉えておりますが、子どものいじめに対する訴えをより幅広く収集できるよう、アンケート内容の見直しやいじめの定義等について、担当者会や対応マニュアル等において、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。

諮問事項3、いじめ対応マニュアル改訂の方向性についてでございます。

こちらにつきましては、ちょっと資料を離れますが、参考資料2と書いてあるものを御覧ください。

参考資料2の上段に、いじめ対応マニュアルの周知・活用について、諮問をさせていただいております。

事務局より3点お示しをしております。表の中段以降でございますが、一つは、まず平成28年作成のものであるということで、昨年、令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を反映させる必要があるということ。それから、いじめ“対応”マニュアルということで、「いじめの対処」にスポットを当てたものにしていきたいということ。そして、実際に使える“再現性の高い”マニュアルに変えていくという、この3点で審議をいただき、委員の皆様から意見をいただいたものでございます。

大変申し訳ございませんが、先ほどの答申の5ページにお戻りください。

(1) 構成の見直しにつきましては、「いじめの対処」に、よりスポットを当てた構成とする方向で見直すことはよい。ただ、子どもたちに自立的で主体的に解決できる力を身につけさせるなど、未然防止や早期発見の視点も大切である。また、経験の浅い教職員が、いじめ全般について理解するためのマニュアルという視点においては、いじめの定義についても今一度、丁寧に解説する必要があると考える、と示されてございます。

その下、(2) マニュアルの積極的な活用に向けてにつきましては、2行目以降でございますが、マニュアルの内容をコンパクトにするとともに、視覚的に確認することができるフローチャートを整理するなど、教職員一人ひとりの困りごとやそれぞれの事案の対応状況について、効率よく確認できる構成にする必要がある、と示されてございます。

これらを受けまして、事務局といたしましては、学校で教職員が実際に活用することができる再現性の高いいじめ対応マニュアルへの改訂を目指し、引き続きその構成や内容について協議を重ね、改訂作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、諮問事項4でございます。

こちらにつきましても大変申し訳ございませんが、参考資料3を御覧ください。

こちらが、現在活用しているフローでございますが、こちらのフローを使いますと、対象児童生徒保護者への調査結果報告まで2段階の調査となっており、報告までに時間を要する流れとなってございます。そこで、事務局より対応フロー改善の必要性と改訂案をお

示しし、委員の皆様から意見をいただいたところでございます。

では、改めまして、答申5ページにお戻りください。

5ページの下段でございます、（1）スピード感があり、かつ精度を保ったフローの実現につきましては、スピード感を持って調査結果報告ができるようにフローを改訂することはよい。ただ、スピード感の向上と引き換えに調査の精度が落ちることがないよう、また、調査における公平性や中立性が保たれるよう、十分に対策していただきたい、と示されてございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

（2）専門家の確保につきましては、3行目後半からでございますが、教育委員会が人材を確保し、各学校に紹介できる体制を整える必要がある。そのために必要な予算の確保や条例改正などを計画的に進めていただきたい、と示されてございます。

事務局といたしましては、本市においてもいじめ重大事態の対応件数が増加傾向にございますので、現行の対応フローには多くの課題があると認識をしているところでございます。国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにある重大事故調査の流れに沿った対応フローとなるよう、関係各課と連携し改訂を進めてまいりたいと考えております。

では、最後でございますが、参考資料4と書いてある資料を御覧ください。

本日の教育委員会において答申の報告ということで御報告させていただきましたので、今後この内容につきましては、市の関係各課に対して周知をしてまいります。その際、本審議会からの提言を踏まえた施策の実施に努め、いじめの未然防止、早期発見、対処の目的に対して、振り返り及び次年度の施策に反映されるよう、関係各課に依頼をしてまいりたいと思います。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について御報告を申し上げました。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等がございましたらお願いいいたします。

◎白石委員 私、先日、いじめ防止フォーラムに参加させていただきましたけれども、今すごくいじめは分かりづらくなっていると思うのですね。どちらかが一方的にやられるという関係性だけでなく、いじめられていた方といじめた方がコロコロ立場が変わることもあると思います。いじめという定義はありますけれども、起こったときの対応もそうなのでですが、実際に先生方や子どもたち同士で、ケーススタディなどでいっぱい学ぶ機会を設け

て、これはいじめなのか、そうではないのかみたいなことをたくさん重ねることが必要なのかなと思います。要は相手の立場に立って考えるという機会を、未然に防ぐためには必要だと思うので、ぜひ、そういう機会をたくさん作っていただければなと思います。

◎小泉教育長職務代理者 マニュアルの積極的な活用のところで、再現性の高いマニュアルをという話がされていたと思うのですけど、何か具体的にこういうことをイメージしているということがあれば教えていただきたいです。

いじめの未然防止は、私としても、これはすごく大切なと思います。いじめは本当にあってはならないのですが、そのためには、先生として一人ひとりの子どもと向き合える時間の確保というのも、子どもたちの多様な学びであるとか、探求的な学習を支えるということありますので、これは意見になりますけども、先生方の働き方というところも、いじめ防止には関係してくるかなと思いますので、頭のどこかに入れておいていただけたらと思います。

○上田学校教育課総括主幹 再現性の高いマニュアルというところなのですけれども、今はマニュアルが紙ベースというよりは、データベースで出すものが多くなっておりまして、フローのようにして、今このマニュアルのどこにいるかというところを把握し、そこから選んで飛べるような形のマニュアルにしていきたいと考えております。

◎小泉教育長職務代理者 具体的にできたら、見せてほしいです。まだ形としてはなっていないですよね。

○上田学校教育課総括主幹 まだ作成途中となっております。

◎中澤委員 この問題にはとにかく多くの人たちが関わるので、そういった方全員の理解というのを考えていくと、時間が非常にかかるものだと認識しています。

フローチャートの件もそうですが、それだけでなく、最適解を見つけていきながら、それで決定するのではなく、ずっといい方向に変化させていく姿勢で皆さんのが取り組むような作業を、我々も一緒に進められたらいいのではないかなと思います。

◎細川教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、他に質疑、御意見等がございませんので、この件は報告ですので、終わらせていただきます。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、10月22日、水曜日なのですが、白石委員からもお話をありました、いじめ防

止フォーラムの方に私も参加をさせていただいております。

今年度は南区の小・中学校というところで、例年と同じように、オンラインにて子どもたちが学校間をつなぎながら、いじめのテーマについて意見交換をしたところです。今年度は、小学校は小学生、中学校は中学生ということだったのですが、それぞれかなり年代に応じてといいますか、深い話し合いができていたように思います。また、市民の方ということで、大人の方にも多数参加していただいたのですが、熱心な議論をいただいたところです。

その場で終わりということではなくて、これを各校に持ち帰ったときに、私の前任校でも、扱ったテーマをそのまま全校道徳のような形で話し合ったりしましたので、これが全ての小中学校に広がっていくような、こうした取組も予定していると思いますので、期待していきたいなと思っております。

10月24日には、さがみ風っ子展の視察に行ってまいりました。

私は金曜日に行かせていただいたのですが、あいにく土日のお天気が悪い中だったので、例年どおり多数の地域の方、保護者の方に参加いただいたということで報告を受けております。今年度も、色々な方々、各企業の方々などなどから、たくさんのお力添えをいただきながら開催できたことに大変感謝をしております。

25日土曜日には、田名中学校吹奏楽部のサンクスコンサートに行ってまいりました。

夏休みの運動部の大会をはじめ、市内の様々な小学生、中学生が色々なコンクール、大会で力を発揮してきたのですが、田名中学校の吹奏楽部は3年生もまだ活動しております、市の大会、県大会、関東を勝ち抜いて全国の方に行きました、全国で金賞ということです、これは初なのですから、受賞したということです。

私は田名中の出身なのですから、地域愛が大変熱くて、今回色々な面において資金が大変で、もちろん教育委員会からも応援はしているところなのですが、なかなかそれではというところで、地域の方々が寄附をみんなで募ろうという自主的な団体を立ち上げまして、当日は体育館いっぱいの地域の方が集まっておりまして、私の同級生のお父様やお母様もおいでになって、高齢の方から小さなお子さんまでが楽しいひとときを送らせていただいたところです。

10月30日には、ポケモン天文台のオープニングセレモニー、これは色々なメディアで取り上げられた部分なのですけれども、今、博物館の方でポケモン天文台のイベントをやっております。

実際に私も内覧させていただいたのですが、ポケモンのキャラクターを見て終わりではなくて、クイズ形式になっておりまして、クイズに答えると、おのずと宇宙や星座に対する知識が深まっていく、分からぬものは知りたくなるという、子どもたちの学びをくすぐるような、大人の私もとても楽しんだのですけれども、とても素敵な内容になっていました。また、プラネタリウムは御存じのようにリニューアルオープンしておりますが、そちらの方にも鑑賞するお客様が多く集まっておられまして、喜ばしいことだなと思っています。

ちなみに、11月1日、2日、3日で、大体2,500人前後の方々が毎日入場されているということで、簡単にいうと、倍近い来館数ということを聞いております。

11月4日には、岐阜市の方に視察に行ってまいりました。

内容といたしましては、今、不登校が大きな問題になっておりますが、学びの多様化学校のあり方であるとか、0歳から20歳までを支援しているという施設がございまして、そちらの方を視察してまいりました。学びの多様化学校を見てきて、相模原市でも既にやっているものも多かったのですが、それが点在しているものもあるので、うまくいい形でそれを統合しながら、子どもたちの不登校支援につなげていけると、まだまだやれることはあるのではないかなどということを、教育相談課の職員とともに感じながら帰ってきました。

ほかにも、11月は表彰式の機会がございました。

私が感心したのは、高齢の方とか、私たち世代とか、少しお若い方とか、大人の方が積極的に色々な学びを続けておられて、その学びの成果を発表し、それが表彰されるというような方々が多くおられまして、社会教育の大切さというか、人生が本当に豊かだなと思いました。私はちょっとまだ豊かではないなと反省しまして、そういう社会教育の必要性というのを改めて感じたところでした。

では、ここで次回の定例会予定日を確認いたします。

次回は12月24日、水曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 それでは、次回の定例会は12月24日、水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

それではここで、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議

といたしますので、関係する職員以外の方については、恐れ入りますが退室をお願いいたします。

(休憩・14:30~14:35)

□相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

□相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎細川教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

日程3、議案第47号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」と、日程4、議案第48号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連しますので事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より、説明いたします。

○農上学校教育部長 はじめに、議案第47号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は本市人事委員会の職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、初任給調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正その他所要の改正をすることについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしましたく、提案するものでございます。

議案とは別にお配りしました、関係資料の4ページを御覧ください。

下段の（3）相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正は、教育職給料表及び学校事務職給料表の給料月額について、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げとなるものでございまして、5ページのとおり、教育職給料表の適用を受ける職員は、平均改定額1万2,379円、平均改定率3.55%の増額改定、学校事務職給料表の適用を受ける職員は平均改定額1万798円、平均改定率3.87%の増額改定となるものでございます。なお、これらの改定は、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

恐れ入りますが、この資料の1ページにお戻りください。

今回の改正では、期末手当及び勤勉手当の支給割合のほか、通勤手当の改定も行うこととなります。1ページの下段のイが期末手当の支給割合として、現行の合計月数から0.025月引き上げるものでございます。2ページのウが勤勉手当の支給割合として、こち

らも現行の合計月数から 0. 02 5 月引き上げるものでございます。

なお、期末手当及び勤勉手当に係る規定の施行日は、令和 7 年 1 月 1 日としております。

3 ページを御覧ください。才の通勤手当の改定ですが、通勤に自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の月額につきまして、表のとおり増額するものでございまして、令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用することとしております。

次に、議案第 48 号について御説明申し上げます。

本議案につきましては、本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

資料の 2 枚目、別紙の裏面を御覧ください。改正の内容といたしましては、本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、教育長を含む市長等常勤の特別職の期末手当の年間支給割合を現行の 3. 4 月から 0. 05 月引き上げ、3. 4 5 月とするものでございます。

以上で、議案第 48 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

◎白石委員 非常に喜ばしいことだと思うのですけれども、他市と比較してはこの辺、いかがなものか分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○濱端教職員課課長代理 県内政令市における人事委員会勧告の状況ですと、横浜市における公民較差は 1 万 3, 469 円で 3. 33%、川崎市が 1 万 2, 694 円で 2. 97%、本市の場合は 1 万 3, 591 円で 3. 51% ということで、3 市の中では最も差が大きいものでした。このような中、本市における給与改定では、教育職給料表については、平均改定額が 1 万 2, 379 円、平均改定率が 3. 55% となったものです。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

他に質疑、御意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第 47 号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第47号は可決されました。

次に、議案第48号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第48号は可決されました。

□相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

◎細川教育長 次に、日程5、議案第49号、「相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○農上学校教育部長 議案第49号、相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法と呼ばれる法律のほか、教育公務員特例法が改正されたことに伴いまして、2つの条例を改正すること、具体的には義務教育等教員特別手当に係る規定や教職調整額の支給等に係る規定などの改正を行うことについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

議案とは別にお配りしました、関係資料を御覧ください。

1の(1)が学校職員の給与に関する条例の改正でございます。アは義務教育等教員特別手当に係る改正でございまして、現在は月額8,000円を超えない範囲内で職務の級及び号給の別に応じた額を、教育委員会規則で定めておりますが、これを、校務を分掌する教育職員に対して支給し、その月額は、校務の種類に応じ、この条例で定める額を超えない範囲内で、業務の困難性などを考慮して教育委員会規則で定めるところにより算出した額の合計額とするものでございます。校務の種類及び月額は(ア)と(イ)のとおりでして、(ア)のaが担任が行う学級担任業務として月額3,000円以内、(ア)のbが担任以外の教員が担任と連携し、又は協働して行う学級担任業務として、月額2,000

円以内としております。（イ）がそれ以外の校務として月額5, 600円以内としております。実際の手当額は何かしらの校務を分掌することによって（イ）が該当し、学級担任業務を分掌することで（ア）が該当することとなりまして、その合計額が手当額となります。

続きまして、（1）のイが教育職給料表に係る改正でございまして、職務の級が4級又は5級の給料月額に4, 000円を加算するものでございます。4級は副校長、5級が校長でございます。

次に、（2）が教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正でございます。アの（ア）は、指導改善研修被認定者を教職調整額の支給の対象外とするものでございます。

裏面を御覧ください。（イ）は教職調整額を現在の4%から10%に引き上げるものでございまして、令和8年1月から段階的に引き上げていくものでございます。これらの改正の施行日につきましては、令和8年1月1日としております。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等がございましたらお願ひいたします。

◎小泉教育長職務代理者 これは教職員の改善に大いにプラスになるのかなと思うのですけれども、先ほどの説明で関係資料の1の（1）のアのところで、（ア）と（イ）の合計額というお話だったのですけれども、どのように合算するのですか。

○濱端教職員課課長代理 学級担任をしている教員の場合で申しますと、まず、（ア）aの月額3, 000円の部分が該当します。（イ）の部分は、学級担任かどうかに関わらず、教育職給料表の級及び号給に応じた額を支給するもので、月額5, 600円以内となります。この2つを合算した額を、義務教育等教員特別手当として支給するというものになります。

◎小泉教育長職務代理者 なおかつ8, 000円を超えないということですか。

○濱端教職員課課長代理 8, 000円を超えないというのは現在の規定でして、改正後は学級担任の場合、（ア）aの部分が3, 000円以内、（イ）の部分が5, 600円以内ですので、合計すると8, 600円以内ということになります。

◎白石委員 （イ）に書かれている、（ア）に掲げるもの以外の校務というのは、具体的にはどういうものを指しているのですか。

○濱端教職員課課長代理 (イ) は、現在の義務教育等教員特別手当に相当するものになっています。学級担任業務以外の全ての校務ということで、皆さん何かしらの校務を分掌していると認識していますが、例えば、保護者対応があります。

○内山教職員課総括副主幹 その他として、あくまで一例ということで申しますと、学校には体育館がありますが、校内でいつ、どのクラスが体育館を使用するかといったスケジュールを管理するなど、そういうたるものも校務の一つというように認識しております、様々な校務があると聞いています。

◎細川教育長 義務教育等教員特別手当の趣旨として、優れた人材を教員として確保していくという背景があったと思います。保護者対応というのも教員ならではの専門的なスキルや技能が必要ですし、教材研究なども全員でやっています。そのような事情があるので特別に手当をつけましょうという、人材確保が背景になって創設されたものですね。ですので、(イ) の部分は、教員が担っている幅広い業務が該当するのだと思います。

◎白石委員 そうすると、ほとんどの方が該当するという理解でよろしいのでしょうか。

○内山教職員課総括副主幹 (イ) の部分については、全ての教員が該当すると考えてよいものになります。

◎白石委員 学級担任の場合は、3,000円プラス5,600円で8,600円になると理解でよろしいですかね。

○濱端教職員課課長代理 5,600円は(イ)の最高額でして、5,600円に該当する学級担任の場合には、そのようになります。

◎白石委員 さらに、ボーナスについても改定されるのですよね。月収及び年収で、今の先生たちの収入がどれくらい上がるのか、大体で構いませんので教えていただけますでしょうか。

○内山教職員課総括副主幹 今回の処遇改善で、来年の1月から教職調整額が4%から5%になりますし、これが他の手当にもはねてまいります。2級の教員の場合で申しますと、教職調整額が1%上がることによる影響は年間で6万円から8万円程度だと思いますが、実際には、年度の初めに昇給がありますので、さらに上がることになります。

◎白石委員 10%ぐらい上がる感じになるのですかね。

○内山教職員課総括副主幹 今回の人事委員会勧告に伴う給与改定の分を含めますと、年間で24万6,000円程度になります。

◎白石委員 嬉しいですよね。

◎細川教育長 ほかにいかがですか。

他に質疑、御意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第49号、「相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第49号は可決されました。

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

(休憩・14:56~14:58)

□令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について

□令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について

◎細川教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

日程6、議案第50号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について」と、日程7、議案第51号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について」は、関連しますので事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より、説明いたします。

○佐野教育環境部長 議案第50号及び議案第51号につきまして、御説明いたします。

本議案は、令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものです。

今回の補正予算については、人事委員会勧告に対応する職員の給与等の増額や教育職員の処遇改善に要する経費の増額、谷口台小学校給食室改築事業に係る継続費の変更等について、予算の補正を行うものです。

はじめに、議案第50号、令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)につきまして、御説明いたします。

別紙、令和7年度相模原市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会所掌分)の2ページを御覧ください。

款50 教育費、項5 教育総務費、目10 事務局費から、4ページ下段の項20社会教育費、目5 社会教育総務費までの、それぞれ説明欄1、職員給与費ですが、人事

委員会勧告に対応するため、職員及び市立小中学校等に勤務する職員の給与等を増額するとともに、職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与を増額するものです。

以上で、議案第 50 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 51 号、令和 7 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 6 号)につきまして、御説明いたします。

別紙、令和 7 年度相模原市一般会計補正予算(第 6 号)(教育委員会所掌分)の 1 ページを御覧ください。

はじめに、継続費補正について、御説明いたします。

谷口台小学校給食室改築事業につきましては、入札不調に伴い、工事が延期になったことにより、事業期間、並びに総額及び年割額の変更を行うものです。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。2 ページを御覧ください。

上段の S D G s スタディツアーや事業から校外活動費までは、S D G s スタディツアーやスケート教室、水泳授業等に係るバスの借り上げについて、給食配膳室整備事業は中学校給食全員喫食に向けた配膳室の工事等について、城山学校給食センター洗浄機器整備事業は、洗浄機器の更新について、児童健康診断経費及び生徒健康診断経費は、学校保健安全法に基づく尿検査の実施について、小学校校舎改造事業から中学校工事設計等委託までは、小中学校の長寿命化改修工事等について、それぞれ発注・契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定するものです。

次に、歳出について、御説明いたします。10 ページを御覧ください。

款 50 教育費、項 10 小学校費、目 5 学校管理費及び項 15 中学校費、目 5 学校管理費のそれぞれ説明欄 1 、職員給与費につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教職調整額の引上げ、管理職の本給加算、学級担任等への義務教育等教員特別手当の加算に要する経費を増額するものです。

項 10 小学校費、目 20 学校建設費、説明欄 1 、谷口台小学校給食室改築事業継続費につきましては、入札不調に伴う事業期間の変更により減額するものです。

次に、関連する歳入につきまして御説明いたします。6 ページにお戻りください。

款 90 市債、項 5 市債、目 40 教育債につきましては、先ほど御説明させていただきました、谷口台小学校給食室改築事業に係る緊急防災・減災事業債を減額するものです。

次に、関連する地方債補正について御説明いたします。3ページにお戻りください。

教育債につきましては、先ほど御説明させていただきました谷口台小学校給食室改築事業に係る起債額を減額するものでございます。

以上で、議案第50号及び議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

◎白石委員 議案第50号の方の、4ページ、5ページにあります社会教育費の社会教育総務費の中で、会計年度任用職員の給与費が増額になっているかと思うのですが、時給でいうと幾らぐらい上がって幾らになるのかは分かりますでしょうか。

先ほどの中で出てきたかもしれないのですけれども、公民館の職員は任期付の短時間勤務職員なのですけれども、その部分もどのくらい変わったのかを併せて。

○角田教育総務課総括副主幹 現在は補正予算の関係ですが、公民館スタッフの方の報酬に關しましては、今後臨時会の中で改めて規則改正の提案をさせていただきたいと思っているのですけれども、現状の予定といたしましては、1時間当たりの金額が48円相当上がることになっております。ただ、会計年度任用職員の職自体が日額、月額ともに様々な職がございますので、公民館スタッフの職としての額が、その額が上がるということで御理解いただければと思います。

◎白石委員 プラス48円だと幾らになりますか。

○角田教育総務課総括副主幹 日額ですと7,265円、時間単価で見ますと1,321円になる予定です。今回の人事委員会勧告の一般職の給与改定の内容に基づいて変更をさせていただいたく予定です。

◎白石委員 併せて、任期付職員の月額とかは分かりますか。

○角田教育総務課総括副主幹 こちらは行政職給料表の中で規定されている金額となりますので、通常の常勤職員の給与改定と同じような改定になっております。金額としては、格差が月例給3.51%となっておりますので、その内容程度が改定されているということになります。

◎白石委員 その分が、スライドして上がるということですね。

◎小泉教育長職務代理者 SDGsスタディツアーやの概要というか、中身を教えていただきたいのと、校外活動費の中でスケート教室のバス代というお話をあったのですけれども、

予算とは別なのかもしれないのですけれど、最近バスの運転手が少なくて確保が難しいと
いうこともよく聞くのですけれども、その辺の見通しはどうなのでしょうか。

○守屋学務課総括副主幹 働き方改革によって運転手の待遇改善等が図られていますが、そ
の一方で、相対的にバスの本数、運転手の数が減っているということから、前倒しで1月
から3月までに入札を行って、バスの確定を行わせていただきたいというものです。

S D G s スタディツアーや事業内容につきましては、市内の小学校3年生が、市役所で
すとか、市立博物館、J A X Aなど、S D G s パートナー登録を組む各施設、こちらの中
から各校が選択をして、施設の視察を行っているという事業となります。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。御意見、御質疑、よろしいでしょうか。

他に質疑、御意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第50号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)につ
いて」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第50号は可決されました。

次に、議案第51号、「令和7年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6
号)について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第51号は可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉　　会

午後3時19分　閉会